

# 小樽市住宅行政審議会条例

制 定 平成7年12月22日条例第41号

最近改正 平成15年12月24日条例第34号

## (設置)

第1条 住宅行政の円滑な運営を図るため、市長の附属機関として、小樽市住宅行政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 住宅環境についてのこと。
- (2) 市営住宅についてのこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項についてのこと。

## (委員)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 審議会の委員は、市議会議員、学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する。

## (委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 会長は、審議会を招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設部において行う。

## (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、平成11年4月30日までの間は、審議会は、委員17名以内で組織する。

### (関係条例の廃止)

3 小樽市公営住宅入居者選考委員会条例（昭和28年小樽市条例第77号）は、廃止する。

附 則（平15.12.24条例34）抄

### (施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成16年規則第17号で平成16年4月1日から施行）